

プラスチック製容器包装の落札可能量について

令和2年12月4日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

各再商品化事業者の落札可能量は、優先材料リサイクル事業者においては、再生処理能力等をもとにした査定量と総合的評価の得点率によって決定され、一般材料リサイクル事業者及びその他の事業者においては、前記査定量となる。

1. 査定値について

再生処理能力査定値は、原則として、以下のように算出する。

ア) 令和2年度契約事業者：

(能力増強のない場合及び設備変更を伴わない能力増強の場合)

再生処理能力査定値＝申請能力×90%

(設備変更を伴う能力増強の場合) 再生処理能力査定値＝申請能力の既存部分×90%

＋申請能力の設備変更部分×75%

イ) 新規事業者・令和2年度未契約事業者：

再生処理能力査定値＝申請能力×50%

これらは、下記の考え方に基ついている。

- (1) 再生処理能力を計算する際の稼働日数が305日／年を超えないこと（ただし、ケミカル手法についてはこの限りではない。）
- (2) 前年度契約事業者の能力については、市町村収集量の変動や処理側での不測の事態に備えるため、10%の余裕率を持たせること
- (3) 設備変更を伴う能力増強事業者については、既存工場での実績を考慮しつつ、新規工場やライン増設部分等については、実績がないことに鑑み75%とすること
- (4) 新規事業者等については、これまでの新規事業者の実績から、市町村から引き取ったボールを遅滞なく再商品化するためには、申請能力の50%程度が適当とすること

また、措置規程に基づく落札可能量削減の措置がある場合は、査定値から当該措置分を差し引くものとする。

2. 落札可能量について

(1) 一般枠（札）：一般落札可能量＝査定値

(2) 優先枠（札）：優先落札可能量＝査定値×総合的評価得点率^{※1}

※1 「総合的評価得点率」とは総合的評価の得点を100（満点）で除した数値。

なお、優先落札可能量は以下2つに区分される（ただし、入札フダは優先フダ1種類のみ）。

①安定枠落札可能量＝優先落札可能量×2/3×係数C^{※2}

※2 「係数C」は年度ごとに定められる定数（資料5（当日配布資料）参照）

②効率化枠落札可能量＝優先落札可能量－安定枠落札可能量

(3) 優先枠から一般枠に変更（移動）する場合、全て一般枠に変更（移動）となり、「一般落札可能量＝査定値 かつ 優先落札可能量＝0」となる。

なお、優先枠から一般枠に変更（移動）するケースは以下のとおりである。

①優先枠付与ボーダーライン未達

②優先辞退

③措置規程による優先資格停止措置を受けた場合等

(4) 各落札可能量は、10トン／年単位に丸めて通知する。

3. 落札可能量の減量不可について

昨年度と同様、やむを得ないと認められる特別な場合を除き原則として落札可能量の減量は認められない。

4. 優先辞退について

材料リサイクル事業者が優先辞退をする場合は、所定の様式で令和2年12月9日（水）までに申請すること。また、上記2（3）に注意すること。

以上